

## 那智勝浦町中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の感染拡大の影響が続く中、原油価格等の高騰により、事業活動におけるエネルギー依存度が高く、その事業活動に著しい支障が生じている中小企業者等に対して、事業の継続を支援するため、予算の範囲内で那智勝浦町中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、那智勝浦町補助金等交付規則（平成6年規則第12号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者その他町長がこれと同等と認める者であって、次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 令和4年1月1日現在で町内に住民登録を有する個人事業者
  - イ 町内に本社若しくは主たる事業所を有する法人又は個人事業者
- (2) エネルギー関連経費 ガソリン、軽油、重油、灯油、電気及びガスに係る経費をいう。

### (交付対象経費及び交付対象者)

第3条 支援金は、支援金の交付申請の日以後も事業を継続する意思がある者であって、令和4年1月から同年8月までのいずれか1か月に支出したエネルギー関連経費の合計額（以下「交付対象経費」という。）が、10万円以上の中小企業者等に対し、事業活動の維持及び継続のために要した費用をその対象として、これを交付するものとする。ただし、前条第1項第1号イに該当する者にあっては、本町区域内に存する事業所の事業活動で支出した経費のみを交付対象経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支援金を交付しないものとする。

- (1) 申請時点で他の公的機関等から、補助金その他名称の如何を問わず、同一のエネルギー関連経費に対する支援制度の対象となっている者
- (2) 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）の大分類に規定する農業、林業、又は漁業のいずれかを営んでいる者
- (3) 町税等を滞納している者
- (4) 那智勝浦町暴力団排除条例（平成23年条例第16号）第2条第3号の暴力団

員等若しくは同条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者

- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、本支援金を交付することが適当でないと町長が認める者

（支援金の額等）

第4条 支援金の交付額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 交付対象経費が10万円以上20万円未満の場合 5万円
- (2) 交付対象経費が20万円以上30万円未満の場合 10万円
- (3) 交付対象経費が30万円以上40万円未満の場合 15万円
- (4) 交付対象経費が40万円以上50万円未満の場合 20万円
- (5) 交付対象経費が50万円以上60万円未満の場合 25万円
- (6) 交付対象経費が60万円以上70万円未満の場合 30万円
- (7) 交付対象経費が70万円以上80万円未満の場合 35万円
- (8) 交付対象経費が80万円以上90万円未満の場合 40万円
- (9) 交付対象経費が90万円以上100万円未満の場合 45万円
- (10) 交付対象経費が100万円以上の場合 50万円

2 支援金の交付は、1交付対象者につき1回限りとする。

（交付申請の期間及び添付書類等）

第5条 支援金の交付を受けようとする交付対象者は、那智勝浦町中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 宣誓書（様式第2号）
- (2) エネルギー関連経費に係る支出を証する書類の写し
- (3) 令和3年分の確定申告書類の写し又は令和4年1月から同年8月までの開業届等の写し
- (4) 交付対象者が法人の場合は、法人名義の振込先口座の通帳の写し、個人事業者の場合は、申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
- (5) 交付対象者が第2条第1号に該当する者であることがわかる書類の写し
- (6) 町税等の完納証明書
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 交付申請の期間は、令和4年10月3日から同年11月30日までとする。

(交付条件)

第6条 交付対象者は、支援金の交付後においても申請書に添付した書類の原本等を支援金の交付を受けた年度の終了後5年間保管し、町長から提出の求めがあった場合にはこれに応じなければならない。

(支援金の実績報告、額の確定及び交付)

第7条 支援金の実績報告については、規則第13条の規定にかかわらず、支援金の交付申請書の提出により当該実績報告があったものとみなす。

2 第4条の規定による支援金の額は、規則第14条の規定にかかわらず、支援金の交付決定により確定を行ったものとみなす。

3 支援金の交付請求については、規則第16条の規定にかかわらず、支援金の交付申請書の提出により当該交付請求があったものとみなす。

(決定の取消し)

第8条 町長は、交付対象者（法人にあっては、その役員を含む。）が第3条第2項各号に規定する支援金の不交付要件に該当することが判明したとき、又は支援金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく町長の処分違反したときは、支援金の交付の決定を取消することができる。

(支援金の返還)

第9条 町長は、前条の場合において、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、当該支援金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付等に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年9月20日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年2月28日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 この要綱の失効前にした第5条の規定による交付申請に対する交付決定の取消し及び支援金の返還に係る第8条及び第9条の適用については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。